

（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第十一章（金融サービス） 附属書十一―
B（特定の約束） 第D節（電子支払カードサービス） 3の規定に基づくマレーシアの措置の内容に関
する日本国政府とマレーシア政府との間の交換公文）

（マレーシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
（以下「協定」という。）の本日 of 署名に関連して、マレーシア政府の代表者と日本国政府の代表者との間
で到達した次の合意を確認する光栄を有します。

協定附属書十一―B（特定の約束） 第D節（電子支払カードサービス）のいかなる規定も、他の締約国の
サービス提供者によるマレーシアへの電子支払サービスの国境を越える提供について、マレーシア中央銀行
により承認された機関（以下「マレーシアの支払制度の認定運用機関」という。）がマレーシアにおいて運
用する支払制度を通じての当該電子支払サービスの提供を要件とすることと条件付ける措置を採用し、又は

維持するマレーシアの権利を制限するものではない。

当該措置は、次の全てのことを満たすものとする。

- (1) マレーシアで発行された支払カードを利用することによりマレーシアにおいて行われる支払カード取引のための電子支払サービスにのみ適用すること。
- (2) 第D節（電子支払カードサービス）の規定に基づくマレーシアの義務を回避する手段として用いられないこと。
- (3) マレーシア及び他の締約国のあらゆるサービス提供者に対する競争上の不利益をもたらさないこと。
- (4) サービスの安全性、迅速性及び信頼性を確保すること並びに他の締約国のサービス提供者の革新能力を維持すること。
- (5) 直接又は間接に他の締約国のサービス提供者に不当な費用を課さないこと。

電子支払取引の処理のため、マレーシアの支払制度の認定運用機関と他の締約国のサービス提供者とがその支払制度の運営のための基準を定める契約を締結する場合には、当該契約の規定の遵守については、当該サービス提供者についての(3)から(5)までの規定に基づくマレーシアの義務を満たすものとみなす。

本大臣は、この書簡及び閣下の確認の返簡が両政府間の合意を構成し、協定第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決に服するものとして、その合意がマレーシア及び日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二千十八年三月八日にクアラルンプールで

マレーシア

国際貿易産業大臣 ムスタパ・モハメド

マレーシア駐在

日本国特命全権大使 宮川眞喜雄閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を確認いたします。

(マレーシア側書簡)

本使は、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、協定第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決に服するものとして、その合意が日本国及びマレーシアについての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

二千十八年三月八日にクアラルンプールで

マレーシア駐在

日本国特命全権大使 宮川眞喜雄

マレーシア

国際貿易産業大臣 ムスタパ・モハメド閣下